製造所所在地（電話）		
（代表者）住所氏名		
欠格事由に関する事項	1　［略］	
	2　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から３年を経過していない者	
	3　［略］	
	4　法人又は団体であって、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの	

別紙添付書類　1　事業計画書
　　2　危害予防計画書
　　3　会社にあっては、定款の写し

［略］

様式第６（第10条関係）

［略］

名称		
販売所所在地（電話）		
（代表者）住所氏名		
販売する火薬類の種類		
欠格事由に関する事項	1　［略］	
	2　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から３年を経過していない者	
	3　［略］	
	4　法人又は団体であって、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの	

別紙添付書類　1　事業計画書
　　2　会社にあっては、定款の写し

［略］

製造所所在地（電話）		
（代表者）住所氏名		
欠格事由に関する事項	1　［略］	
	2　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた後３年を経過していない者	
	3　［略］	
	4　法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの	

別紙添付書類　1　事業計画書
　　2　危害予防計画書
　　3　会社にあつては、定款の写し

［略］

様式第６（第10条関係）

［略］

名称		
販売所所在地（電話）		
（代表者）住所氏名		
販売する火薬類の種類		
欠格事由に関する事項	1　［略］	
	2　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた後３年を経過していない者	
	3　［略］	
	4　法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの	

別紙添付書類　1　事業計画書
　　2　会社にあつては、定款の写し

［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、令和七年六月一日から施行する。

○経済産業省令第四十八号

特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）、実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）及び意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）を実施するため、特許法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月三十日

経済産業大臣　武藤　容治

特許法施行規則の一部を改正する省令

特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。